

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成29年5月2日（火）

白井市役所4階第1会議室

1. 教育長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 前回会議録の承認
4. 委員報告
5. 教育長報告
6. 議決事項

議案第1号 白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 白井市プロジェクトチームの設置及び運営に関する規定の制定について

議案第3号 平成29年度教育費補正予算（第1回）に係る意見聴取について

議案第4号 白井市民プールにおける開設期間、利用時間及び利用料金の変更について

議案第5号 準要保護児童・生徒の認定について

7. 報告事項

報告第1号 白井市教育支援委員会委員の委嘱について

報告第2号 白井市学校評議員の委嘱について

報告第3号 白井市教育センター室運営委員会委員の委嘱について

報告第4号 白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について

報告第5号 白井市特別支援教育巡回指導員の委嘱について

報告第6号 白井市学校体育施設開放運営委員会委員の委嘱について

報告第7号 白井市学校教育「なしビジョン」の策定について

報告第8号 平成28年度事故繰越し繰越し計算書について

報告第9号 平成29年度地域人材活用事業学校別計画事業及び予算配当について

報告第10号 白井運動公園における自主事業の終了について

報告第11号 準要保護児童・生徒の認定について

8. その他

○出席委員等

教育長 井上 功

委員 石亀 裕子

委員 小林 正継

委員 高城 久美子

委員 川嶋 之絵

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長 染谷 敏夫

教育部参事 吉田 文江

教育総務課長 岡本 和哉

生涯学習課長 川上 清美

文化課長 山本 敏伸

書 記 中村 秀樹

書 記 品川 太郎

午後２時００分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 これから平成２９年第５回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員は４名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は計５名となります。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

今日は、議案の報告が多くなっております。

○会議録署名人の指名

○井上教育長 会議録署名人の指名をいたします。

小林委員と高城委員に署名をお願いいたします。

○前回会議録の承認

○井上教育長 前回の会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員報告

○井上教育長 委員報告を行います。各委員からお願いいたします。

○小林委員 入学式について報告いたします。４月７日、中学校の入学式がありまして、私は七次台中に行ってきましたけれども、雨は残っていましたが桜のきれいなときで、整然と行われた中に、いつも最後に、終わってからすぐに応援歌という形で生徒を迎えて、いつもながらの素晴らしい入学式だと思いました。

それから、４月１０日は小学校のほうの入学式がありまして、私は第一小に行ってきましたけれども、まず２年生が迎える形、それから全校生徒が迎える形で、生徒それぞれが生き生きと動いて、非常にいい雰囲気でした。素晴らしい入学式でした。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○川嶋委員 私は、４月１７日、中木戸公園競技広場放課後子ども教室に参加してまいりました。きのうの５月１日は、落雷とひどい雨だったので中止にいたしました。私が４月１７日、今年度初参加

だったのですけれども、初めて、女の子のみのグループの大山口小学校のお子さんたちが、結構な人数六、七人くらいで遊びに来てくれました。広場で鬼ごっこ等して遊んで帰って行ったのですけれども、とても楽しく、体を伸び伸び動かす姿を見ていてほほ笑ましく思いました。今年度も、たくさんそういった初めましての児童に会えるのを楽しみに、事業を進めていきたいと思います。報告は以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○教育長報告

○井上教育長 私から教育長報告を行います。

4月7日金曜日、桜台中学校の入学式に出席いたしました。4月10日月曜日、七次台小学校の入学式に出席いたしました。どちらの学校も新しい職員体制、また、新入生を迎えてやる気があるといえますでしょうか、新年度にふさわしい入学式でございました。

それから、4月11日、市町村教育委員会教育長会議に出席しました。千葉市でございました。ここで、千葉県教育委員会から、各事業等の説明が各課からございましたので、後ほど私がまとめた資料を委員さんにはお配りしたいと思います。

4月14日、第1回印旛地区教育長会議がございました。ここで、印旛地区の教育長の会長として、栄町の葉山教育長が教育長会の代表ということになりました。

それから、4月16日日曜日に、しろいチャレンジド・スポーツクラブの総会。

それから、4月19日水曜日にONスポーツクラブの総会。

それから、4月22日に桜台スポーツクラブの総会。同じく4月22日に、しろいスポーツヴィレッジの総会ということで、各スポーツクラブの総会に出席させていただきましたけれども、白井市は総合型スポーツクラブが全地域にありまして、障害者を対象とするチャレンジド・スポーツクラブもでき、本当に全ての方々がどこでもいつでもスポーツが出来るという環境が整っておりまして、素晴らしいことだなということをまた再認識いたしました。

先ほどお話ししました、県の市町村教育委員会教育長会議の折に、その資料があったのですけれども、数的にも5つのスポーツクラブというのは県の中で多い、5つあるのは、船橋市とか千葉市とかという大きなところにしかございませんので、また先ほどもお話ししました全ての地域を網羅しているというのは、白井市だけではなかったかなというふうに記憶しております。素晴らしい取り組みが進められているというふうに感じております。

それから、4月25日火曜日に印教連の定期総会がございました。委員さんも含めて全員が出席させていただきました。ここでは四街道市の府川教育委員が新たに印教連の会長ということが決定されました。以上でございます。

それでは、委員報告及び教育長報告について質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○非公開案件について

○井上教育長 それでは続きまして、非公開案件についてお諮りします。

議案第5号「準要保護児童・生徒の認定に係る審査について」及び報告第11号「準要保護児童・生徒の認定に係る審査について」は、個人に関する情報であるため、それぞれ非公開がよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第5号と報告第11号については、非公開とします。

これから議事に入ります。

公開案件から先に行います。

本日の議事の進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、石亀委員を指名したいと思います。

それでは、6、議決事項及び7、報告事項に係る議事の進行についてよろしくお願いいたします。

○石亀委員 では、よろしくお願いいたします。

ただいま、教育長から指名されました石亀です。

これより、6、議決事項及び7、報告事項に係る議事の進行を行います。ご協力をお願いいたします。

○議案第1号 「白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」

○石亀委員 議案第1号「白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いいたします。

○吉田教育部参事 それでは、「白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

本案は、国の補助基準の見直しによって、要保護児童生徒援助費補助金の「新入学児童生徒学用品等」の補助単価が増額になったことから、平成29年度新入学児童生徒より、国庫補助単価に準じて、市の支給単価の増額について規則を改正するものです。また、平成29年度新入生から、新入学の児童生徒学用品等を前倒しで入学前に支給しているため、支給後、転出等により入学前に非該当となり、また就学援助費の返納が生じた場合の規定についても、あわせて改正を行ってまいります。

資料の1ページめくっていただきまして、2枚目をご覧ください。

資料として、白井市就学援助費支給規則の新と旧の対照表を記載しておりますので、あわせてご覧ください。

まず、4点ほどご説明いたします。

まず、1点目は第12条第2項の中に下線が引いてありますが、「この場合において、既に支給した就学援助費があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。」と現行にはありますが、改正案ではその部分を削りまして、第12条といたします。

2点目、現行案の第13条を改正案では第14条としまして、第12条の次に、次の1条を加えます。第13条改正案です。「就学援助費は次に掲げる場合において既に支給した就学援助費があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。（1）第12条第1項2号に該

当したとき。（２）入学予定者が白井市立の小学校、中学校又は国若しくは都道府県が設置する小学校、中学校若しくは中等教育学校の前期課程に入学しなかったとき、又は当該学校に入学する前年度において白井市に住所を有しなくなったとき。ただし、第３条第２項に該当するときは除く。」と、（２）番です。

（３）番につきましては、「教育委員会において返還を要すると認めるとき。」これが３点目です。最後、４点目です。別表の新入学児童生徒学用品等の項支給額の欄の中に、現行では小学校が２万４７０円。そして、中学校が２万３，５５０円とありますが、これを改正案では、小学校が４万６００円、中学校が４万７，７００円に改めます。附則として、この規則は公布の日から施行し、改正後の白井市就学援助費支給規則の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

説明については以上でございますが、この後、議案の第５号でご説明いたしますが、本案につきましては、予算の補正を伴う重要な施策でありますので、本日皆様のご承認をいただいた際は、この後、市の行政経営戦略会議にて討議し、審議した上で決定いたしますので、ご了承お願いいたします。以上でございます。

○石亀委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました議案第１号について、質問等がありましたらお願いいたします。

○小林委員 子供に対する補助単価が増額になったということで、非常にいいことだと思うのですが、金額がそのように変わった目安というのは何かあるのですか。

○石亀委員 吉田参事、お願いします。

○吉田教育部参事 国からの要保護の通知がまいりましたのが、平成２９年３月の３１日で、その後、県から４月３日、文章が届きました。その中で、金額等が新入学の児童生徒学用品等についてのみ倍額になるという内容でした。それを受けて今回の提案です。

○小林委員 わかりました。

○石亀委員 ほかに質問ありませんでしょうか。

かなりの増額になっているということで気になるころではあるかと思いますが、増額の幅が結構あるという印象がありますけれども。ありがとうございます。

ほかに質問ありませんでしょうか。

それでは、ほかに質問もないようですので、議案第１号についてお諮りいたします。

原案のとおりに決定することよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員 それでは、議案第１号は原案のとおりに決定いたします。

○議案第２号 「白井市プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程の制定について」

○石亀委員 では次に、議案第２号「白井市プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程の制定について」説明をお願いいたします。

岡本総務課長、お願いいたします。

○岡本教育総務課長 説明の前に、本日議案を差しかえさせていただきました。申しわけございません。差しかえの変更箇所のほうからご説明させていただきます。

議案の2ページをご覧ください。

2ページの下から6行目になります。

第8条第2項になるのですが、「その成果を教育委員会及び戦略会議に報告しなければならない。」ということで、当初は「教育委員会及び」が抜けておりました。「教育委員会及び」を追加させていただいております。その結果になりますが、報告第8条第2項につきましては、「リーダーは、チームの任務が完了したときは遅滞なく、その成果を教育委員会及び戦略会議に報告しなければならない。」ということで変更させていただいております。よろしくお願いします。

それでは、議案第2号「白井市プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程の制定について」ご説明をさせていただきます。

本案の提案理由につきましては、白井市プロジェクトチームの設置及び運営に関し、必要な事項を定めるため新たに規程を制定するものでございます。これまでも庁内検討委員会や、プロジェクトチームといったグループを設置しまして、業務を行っているケースもございましたが、組織の位置づけが曖昧であったため、委員やメンバーである職員が自分の業務として積極的に取り組みづらいというような状況がありました。今回このプロジェクトチーム制度を導入することで、複数の課に影響のある業務や主管課が決まっていない業務等につきまして、効率的、かつ横断的に対応して縦割り行政の弊害を解消し、さまざまな職員の知識な能力を活用、教育行政課題を解決することを目的としているところです。

裏面1ページをご覧ください。

白井市プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程。

各条文について、順次ご説明をさせていただきます。

第1条、設置については、本市における教育行政に係る課題に効率的かつ横断的に対応し、その解決を図るため、必要に応じてプロジェクトチームを設置することとしております。

第2条の設置要綱の制定については、プロジェクトチームの設置に当たっては、その都度設置要綱を定めるものとし、その内容の事項を制定するもので、第1号、設置目的。第2号、プロジェクトチームの名称。第3号、所掌事務。第4号、構成員。第5号、設置期間。第6号、成果の報告。第7号、庶務担当課。第8号、その他必要な事項としているところでございます。

第3条の構成員については、チームのメンバーについて規定したものです。

第1項は、チームのメンバーは、市職員のうちから教育委員会が任命する。

第2項については、チームのリーダーは、命を受けた期間中、当該チームの所掌する事務に従事するものとする。

第3項は、チームにリーダーを置くこと。

第4項は、チームのリーダーは、メンバーのうちから教育委員会が任命する。

第5項は、チームのリーダーは、チームの事務を総理する。

第6項、チームにサブリーダーを置くことができる。

第7項は、サブリーダーは、メンバーのうちからリーダーが指名し、リーダーを補佐することとしています。

第4条の任命発令式については、チームのメンバーの任命発令の様式を規定したものです。

1ページ下段から2ページ上段にかけまして、リーダーの場合及びメンバーの場合の内容と期間の

規定をしているところでございます。

第5条、庶務担当課は、チームの庶務を担当する課について、所掌事務に最も関係のある課等とすることと規定しています。

第6条の予算の執行は、所掌事務に要する予算については、庶務担当課の長が関係課等の長と協議の上、執行することを規定しているものです。

第7条の服務については、チームのメンバーの服務に関して規定しています。

第1項は、チームのメンバーの服務に関する命令は、白井市教育委員会処務規程第14条の規定により、市長の事務事局の例によることとされていることから、白井市職員服務規程の定めるところにより、教育長、教育部長又は庶務担当課の長が行うものとするものと規定しています。

第2項は、庶務担当課の長は、前項の規定する命令がなされた場合は、当該命令に係る事項を当該メンバーの所属長に通知しなければならない旨を規定しています。

第8条の報告は、教育委員会及び白井市行政経営戦略会議に報告する事項を規定しています。

第1項は、チームのリーダーは、所掌事務の進行状況を教育委員会及び白井市行政経営戦略会議に報告することを規定しています。

第2項については、チームのリーダーは、チームの任務が完了したときは、遅滞なくその成果を教育委員会及び白井市行政経営戦略会議に報告しなければならないことを規定しています。

第9条の関係課等の協力については、チームに関係する課等の長は、チームの運営に関し、積極的に協力しなければならないと規定しています。

第10条の解散は、教育委員会がチームの解散を命ずる事項を規定しています。

3ページをごらんください。

第1号として、チームの任務が完了したとき。

第2号として、そのチームを存続させる必要がなくなったときとしています。

附則につきましては、この訓令について、公示の日から施行するものでございます。

以上で議案2号の説明を終わります。

○石亀委員　ありがとうございました。

それでは、ただいまの議案第2号についての説明について、ご質問がございましたらお願いいたします。

川嶋委員。

○川嶋委員　この文面を何度も読んだのですけれども、具体的にじゃあなんなのというのが、全く一般市民からするとピンとこなくて、そもそも白井市プロジェクトチームに求められているものは何だという初歩的な質問と、またもう1点が、リーダーやメンバーというのがあると、またその上に所属長というのがあるというような感じで書いてあるのですけれども、その組織図もわかりにくかったので、ちょっと砕いた感じでお話して、説明をいただきたいのですけれども。

○石亀委員　岡本総務課長、お願いいたします。

○岡本教育総務課長　今回このプロジェクトチームにつきましては、先ほど説明させていただいたのですが、これまでいろいろな業務をする上で、いくつかの複数の課にまたがって仕事をする上で、こういった定めたものがなかったので、それぞれの委員であるとかチームメンバーの方が、自分の仕事として業務を確認しづらいという弊害がありましたので、その関係もありまして、今回縦割り行政と

いう部分の弊害だと思っていますが、そういった部分を、あるいは課をまたいで、それぞれの個人の能力を発揮していくために、今回プロジェクトチームというものを制定するものでございます。

今回のプロジェクトチームの活用する例というようなことだと思うのですが、主に計画を策定するとき。市の一番最上位の基本計画もそうですし、そのほか各部には基幹計画という部分で、一課で作成するというのはなかなか難しい、計画を策定するときであるとか、複数課にまたがる課題を検討するとき、あるいは課題を検討する上で、例えば専門的な知識が必要な場合、そういった部分は部であるとか課をまたいだあるチーム、何人になるかはわからないのですが、そういったチームを編成して、その中で課題に対応していくために、今回このプロジェクトチームの規程を定めまして、今回の規程によりまして、今まではなかったのですが、正式にプロジェクトチーム委員としての辞令を発行するような形で、本人の意識改革も図って、あるいはその事業のほうを、業務のほうを進めていくというような形で考えているところでございます。

で、リーダーと所属長というような関係のお話があったのですが、当然このチームにつきましては、現場で一線で働いている職員に頑張っていただきたいと思っているのですが、当然本務の所属課があるわけで、ある程度の時間、日中午後には会議をする場合は、本務から外れてこのプロジェクトチームの業務に従事しなければならないということもありますので、その関係で庶務を担当する課、例えば社会教育総務課で何かプロジェクトチームをする場合、ほかの課の職員に勤務時間中に働いてもらうために、所属する課長に了解を得る、そういった報告をする、そのための所属課長という形になります。庶務につきましては、今回担当する業務についての一番密接な関係をする課の長が庶務担当をするという形で、担当する課長がそれぞれの所属長に、この人を今回プロジェクトチームにするというような通知をさせていただくというような形で検討したところでございます。以上です。

○石亀委員 小林委員。

○小林委員 そうしますと、白井市プロジェクトチームということで、例えば白井市教育関係プロジェクトチームに入っているわけではないので、教育だけではなくて、幅広い意味でのプロジェクトチームというような印象をまず受けたということがあります。今のお話で、教育委員会のほかに例えば福祉課とか、教育に関して会議をしたいとか、そういうのがあった場合も考えて、横断的にやるというようなプロジェクトチームなのですか。

○石亀委員 岡本課長。

○岡本教育総務課長 今回、白井市プロジェクトチーム設置及び運営に関する規程につきましては、市長部局についても、既に設置をされているところでございます。ただ、教育委員会は、やはり教育委員会として規程を定めさせていただくということで、今、委員おっしゃったとおり、教育部だけに限らず、ほかの総務部、あるいは健康福祉部、あらゆる課の職員が必要があればチームを招集するような形で、結成をさせていただくというような形で考えております。以上です。

○染谷教育部長 議長、いいですか。

○石亀委員 はい。どうぞ染谷部長。

○染谷教育部長 ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、このプロジェクトチームの設置については、市長部局は市長部局で設置をしております。教育委員会は教育委員会で設置をしないと、辞令を発令しますので、市長部局の辞令をもって、教育委員会の職員がプロジェクトに入る場合もあります。

逆に、教育委員会のプロジェクトチームをつくる場合に、市長部局の職員に、教育委員会が辞令を出さないといけないので、そのためにそれぞれの部局でプロジェクトチームの設置要綱をつくるということになります。ですから、両方で持ってないと、教育委員会のほうのプロジェクトが、市長部局のほうに辞令を出せなくなってしまうので、そういうところで、それぞれつくっています。

それから、どういうことをやっていくかというのは、具体的には、全体の話の中では、この後主要事項、重要事項ということで定めていきますけれども、市長部局では基本構想などの総合計画、それから、各福祉関係の基幹計画。教育委員会では、どちらかと言うと最も大きな、教育委員会で大きなのは教育大綱。今回は、総合教育会議の中で策定をしていましたけれども、この案を今度は、プロジェクトチームでつくって、それを総合教育会議の中に諮っていくというようなことが可能になってきますので、より細かい対応ができると考えています。

そのほかに想定しているものはまだまだいっぱいありますけれども、そういったことを、このプロジェクトチームをその都度設置をしていきます。その都度要綱をつくります。

教育振興計画をつくるとか、スポーツ振興方針をつくるとか、全部各プロジェクトを設置していきます。

その場合に、教育委員会だけの職員であれば、教育長が指名をして命令を出せばいいのですが、市長部局の職員をこのプロジェクトに参加させて、主要業務としてやっていくには、教育委員会として辞令を出さないといけないので、その分で、この設置をしていくものです。

辞令の発令については、同じ部局であれば、例えば、私が教育長から命じられて、教育委員会のほかの業務のところの兼務を踏まえ、私は課長を兼務していますけれども、ああいう場合については、兼務辞令というのがあります。

教育委員会から市長部局、あるいは監査委員会だとか、選挙委員会だとか、そっちのほうの職員にお願いする場合には、併任辞令という形で、辞令をそれぞれ出している。その手続のための設置要綱ということで、今回は市長部局、それから教育委員会、両方でつくっています。

○石亀委員　ほかに質問ありませんか。

では、今までもそういったことは実際にも行われてきたことだと思うのですが、それをきちんとした形にするというふうに受けとめています。この中で言われている教育委員会というのは、私たち委員が入っている教育委員会なのか、事務局サイドの教育委員会なのか、そのあたりはどちらですか。

岡本課長。

○岡本教育総務課長　今回、教育委員会に報告をするという形になろうかと思います。その部分について、処務規程なりの中で、基本的に行政組織規則の中で、委員さんについては議決事項という形であろうかと思います。その中で、当然その重要なことに関しては、議決をお願いするということになるのですが、その一方で、教育長への委任というのが、やはり9条のほうであります。その委任されたものについては、当然、次の会議で報告をするようなことになりますので、このプロジェクトチームについては、その内容について議案として出すのか、報告として出すのかという部分について、いずれの場合も、この教育委員会会議に提案させていただきます。

○石亀委員　はい。

○染谷教育部長　教育委員会というのは、ここが教育委員会でございますので、委員さん、それから教育長含めた5人の組織が執行機関として定められていますから、この教育委員会に報告なり議決審

議をいただくということになりますので、事務局、決裁ラインではないです。

○石亀委員 一般の方から言うと、教育委員会って2つあると思われているんですね。この階で言うと、4階の大きな教育委員会と、私たちが含まれている教育委員会と二つあるのというふうに受けとめていますので、今まで私たちこういうことにはかかわってこなくて、報告を受けて、あるいはこういうことを決めましたが、どうですかという形で会議に上がってきていたものですから、非常に自分たちとしては、どこにかかわるのだろうということが、まず1つ疑問があったということです。

あと、全体的な印象として、例えばいじめとか体罰に関するような重大事項が起きたときのような、第三者機関を設けて会議をするというようなことはありますけれども、それに準ずるような、そこまで重大には至らないまでも、一つ一つ起きていることに関して、何かチームをつくって、それに対処する人たちに集まってもらうというような機関をつくるのかなというふうに、最初これを見たとき思ったので、まったく違うものということはわかりました。私たちは、どこにどういうふうにかかわるのかなということがちょっと疑問でしたので伺いました。

小林委員。

○小林委員 それに関しまして、ほとんど教育委員というのは非常勤の公務員なので、普段活動している事務局の方々と情報の差もありますしね。手っ取り早く言いますと、ただ議決だけをしているような感じの、でも昔は、名誉職みたいに言われている時代があって、でも今の時代、違うと思うんですね。ですから、例えばプロジェクトチームでやっている方と、私たち教育委員会の教育委員のレベルが違うみたいに、そういうふうに使われてしまうと、私たちもよく言われるのが、私たちも市民なんです。市民参加と言われたときに、私たちが普段、皆さんが活動している情報を得て、私たちの意見をそういうところに反映したいというのが、感じてきたことなんです。もちろん、常勤の皆さんが一生懸命その考えがあるので案を出してもらって、私たちが最後の議決という、そういうことも大切なことなんですけれども、もっと身近なところから、私たちもある程度情報を知らないで、私たちなんか市民じゃないみたいに、こう使われてしまう。市民参加と言ったって、みんなそれぞれが市民参加で、普段のときから、かかわってもいるし、いろいろな情報を得て考えた上で、最終的な判断をするのがこの場じゃないかと思いますので、そのプロジェクトチームというものを正式につくるに当たって、非常勤の私たちにも、もう少し情報が流れるような何かシステムにしていきたいと思います。

○石亀委員 染谷部長。

○染谷教育部長 教育委員会というのは新しい制度になって、教育委員会を代表するのが教育長、教育委員会を総理をするのも教育長ということで、権限が強くなりましたけれども、教育委員会というのは、教育長と教育委員さん4名で構成されるものです。我々は単なる事務局です。皆さんの決定に対して、手足となってそれを執行していくということで、教育長の指示のもと、あるいは教育委員会の指示のもと働くのが我々の仕事であって、教育委員会ということでは、事務局は、その一部ではありませんけれども、決定権を持ったものではないということです。教育委員会は執行機関ですので、予算だとか、法律を決める市長部局とはちょっと違います。

予算は市長部局、市長が提案して市議会で決定され、その予算、それから計画について、教育委員会はその範囲の中で執行していくために、いろいろな議決なり決定事項をしていくというような形になっております。新しい制度になって、教育長と教育委員さんというのは、前の制度と大きく変わっ

てしまったのですけれども、この新制度というのは、教育長の権限が強くなった分、教育委員さんの監視機能も高めていかなくてはいけないということで、その監視機能というのは、やはり情報がないと監視ができませんから、情報については教育長、それから我々もこの教育委員会に十分情報を出していくこととなります。

今回のプロジェクトも、途中経過について報告をしていきます。報告に当たっていろいろな意見が教育委員さんから出されますので、それを今度はまたプロジェクトのほうへフィードバックをして、最終的にいいものにしていくということで、事務局職員でつくるプロジェクトと、それから教育委員会に報告なり協議をして、その中でまたフィードバックをして、いいものをつくっていくというような形に今回のプロジェクトをしていきたいと思っています。

○石亀委員 どうですか。ほかに質問はありませんでしょうか。

そうしましたら、この白井市教育委員会プロジェクトチームというのは、今までも実質的には横のつながりということで、プロジェクトチーム的な形でいろいろなことが話し合われてきていた、それをきちんとお互い辞令を出してやっていくよという形を、はっきりとした形をつくるということと受けとめていいですか。

事務局のほうで、私たちの知らないところだという言い方はあれなのですけれども、自然に事務方の仕事として行われていたことだと思っているので、全く悪い意味ではなく、それを今後こういう規程をつくって形にして、こういうプロジェクトチームとして、計画の策定をこれからやっていきますよとか、課題の検討をしていきますよということが、最初に報告、このメンバーでやっていきますよという提案が、まず最初にあるということになるのですか。

岡本課長。

○岡本教育総務課長 おっしゃるとおりで、今までつくっていた計画策定の庁内検討委員会とか、プロジェクトチームという名前の集まりでやってはいたのですけれども、やはり先ほど言ったとおり、辞令とかそういうのがない中で協力をお願いするという形でやっていましたので、やはり、うまく機能しているとは言えない部分もあったので、それをこういった形ではっきりさせて、自分の業務として、辞令をもらって、業務としてやってもらうというようなことで、いろんな方の人材の活用という部分でやらせていただくという形で、今回定めさせていただくものです。その中で、今回プロジェクトチームの立ち上げから、その途中経過、その成果については、その都度ちゃんと委員さんのほうには報告、議案なりか、報告になるかわかりませんが、そういった部分での報告のほうはさせていただくというような形に考えています。以上です。

○石亀委員 第3条の例えば、職員のうちから教育委員会が任命するというふうになっていますが、これに関しては、教育長のというか、ここの委員会場で、このメンバーでやりますよという提案の段階から上がるということになりますか。任命する。これ誰がやるのですか。教育委員会なのですから、例えばこういう会議で、このメンバーでチームをつくりませんが、どうですかという議案が上がってくる。

○岡本教育総務課長 プロジェクトチームの設置につきましては、その都度、その設置要綱を定めるというような形で、その設置要綱の中では、チームの目的、どんな形で今回プロジェクトチームを立ち上げていくか、チームの構成員、何課のどういった構成員でチームをつくっていくか、そういった部分を、全て1個1個チームを立ち上げるたびにそれぞれ設置要綱をつくるような形で、まずは最初、

設置要綱をこういうような形でつくるという形で、委員の皆さんにお諮りをするような形になろうかと思います。その中で、今回立ち上げるチームの目的であるとか、メンバーというのは、お知らせをさせていただくような形で考えています。以上です。

○石亀委員 わかりました。そういうことであれば、こういった方々で、こういった策定、計画がされてきたかということが、より明確になるという、私たちから見ると。どなたと、どこの課のどなたとどなたで決められたのだということが、明確になるというメリットというか、それは感じます。今のお話で。それでその方たちでやっていきますよと。そのチームでのいろんな状況であるとか、今こういうふうになっていますということが、その都度というか、必要があるときに、会議に上がってくるということでもいいですか。

岡本課長。

○岡本教育総務課長 おっしゃるとおりで、途中経過についての報告もさせていただきますし、最終的な成果報告というのもさせていただきます予定でございます。以上です。

○石亀委員 わかりました。会議に出すということは、いろいろ事務手続も大変で、その都度、前もって時間をかけて、こういうふうに出してこられるのも、なかなか事務局としても大変な業務になってくるのかなとは思いますが、いろいろなことが早めに、より明確になるというのは、私たちにとっても安心できることだと思いますので、よろしくお願いします。

この件について、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員 それでは、時間をいただきましてありがとうございます。

議案第2号についてお諮りいたします。

原案のとおり決定することで異議はございませんでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○染谷教育部長 一部修正。教育委員会が抜けておりました。

○石亀委員 わかりました。議案第2号、白井市教育委員会プロジェクトチームということでよろしいですか。の設置及び運営に関する規程というタイトルで決定するというでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員 ありがとうございます。

○議案第3号 平成29年度教育費補正予算（第1回）に係る意見聴取について

○石亀委員 では、続いていきます。議案第3号「平成29年度教育費補正予算（第1回）に係る意見聴取について」説明をお願いいたします。

染谷部長お願いいたします。

○染谷教育部長 それでは、議案第3号「平成29年度教育費補正予算（第1回）に係る意見聴取について」ご説明をいたします。

本案は平成29年第2回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものでございます。

裏面をごらんください。

今回、教育部から、総務部財政課に予算を要求した補正額の内容にございます。一般会計の歳出予

算について、総額４１２万２，０００円を補正案として予算要求をしているところでございます。

補正内容につきましては、議案第１号に関連して行われております。就学援助費について、要保護準要保護にかかわる支給額のうち、新入学児童生徒学用品等について、国の要保護にかかわる補助単価が改訂されたことから、これに準じて改訂をするため、不足額の増額をするものでございます。

この要求額につきましては、今後５月中旬以降に補正額が確定しますので、６月の定例会で確定後の内容については報告をさせていただきます。それでは、詳細につきましては、担当課の吉田参事のほうからご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○石亀委員 では、吉田参事お願いします。

○吉田教育部参事 今、部長さんがおっしゃったとおりなのですが、小学生のほうに関しましては、人数的なものです。平成２９年度は小学校１年生４３人、中学校の１年生が５０人、平成３０年度の小学校１年生は３３人、中学校１年生は３３人ということで予算を組んであります。なお、この補正につきましては、近隣で申しますと、船橋、鎌ヶ谷、富里、佐倉、八千代と、補正を組むということになっております。印西市さんについては、国の単価に準じて補正を今後組むようなことを聞いております。以上です。

○石亀委員 ありがとうございます。では、ただいまの説明について、質問等ありましたらお願いいたします。

済みません、近隣との情報交換というのは、こういった場で行われるのですか。

○吉田教育部参事 担当の者が各市町の担当のほうに連絡をしまして、状況を伺っております。

○石亀委員 近隣との足並みをそろえたほうがいいのか、その情報交換の目的について、これだけではないと思うのですけれども、同じような状況、同じ地域、同じような環境で子供たちを育成しているという、そういった目的で行われるような情報交換の場があるのでしょうか。

吉田参事。

○吉田教育部参事 まずは、国に準じて行うということ、また、子供たちに望ましい環境をとということで、今までも、補正等を組んできているわけなのですが、その際、白井市だけではなく、やはり近隣の市町でもどのような状況でやっているのかということで、先ほど申しましたように、通知が来たものが３月３１日ということで、こちらのほうには４月３日に来ておりますので、早く、新入学生のためのものなので、早めに支給ができるようにということで、そのためにも市町の情報をとということで、一緒に会議がありまして、そこで伺うという機会がありませんでしたので、それぞれ担当の方にご連絡をして、情報をいただきました。

○石亀委員 ありがとうございます。

教育長。

○井上教育長 足並みをそろえるというようなことは、教育長会議で、全てではないのですが、大きなものについては、確認し合ってやっております。

○石亀委員 ありがとうございます。ほかに質問ありませんでしょうか。

高城委員。

○高城委員 ３ページの項目なのですが、小学校、中学校、医療費というのは、どういうところに使われるのでしょうか。

○石亀委員 医療費、２万４，０００円。

○高城委員 と、中学校の1万2,000円ですよね。これは1人ですか。この値段というか、中学生まで医療費が無料、300円、1人300円。

○ 子ども医療、そうですね。

○高城委員 それで、この予算というのは、何にあたるのかなということです。

○石亀委員 染谷部長。

○染谷教育部長 医療費については、支給額がほとんどないです。これは、市のほうの福祉部門のほうで、扶助費として支援していますので、特別な事情がない限りは、これまで準要保護のところでの資金というのはございません。準要保護で支給する場合は、特定の疾患に限って補助、助成をしていますので、それに該当した場合で、市のほうの扶助費の支援を受けていない場合ということで、昨年は恐らくゼロだったと思います。以上です。

○石亀委員 吉田参事。

○吉田教育部参事 加えまして、保護者の方等にお配りしている、就学援助の制度のお知らせという中に、医療費についてということで細かい規定がありますので、またよろしければ後ほどごらんいただけたらと思います。

○石亀委員 じゃあ、参考にさせていただくということで。

では、ほかに質問はありませんでしょうか。

それでは、ほかに質問がないようでしたらお諮りしたいと思います。

議案第3号について、原案のとおり決定するということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員 では、議案第3号は原案のとおりに決定いたします。続けます。続けてよろしいでしょうか。休憩はいいですか。

○井上教育長 ここはいいでしょう。

○議案第4号 白井市民プールにおける開設時間、利用時間及び利用料金の変更について

○石亀委員 それでは、続けます。議案第4号「白井市民プールにおける開設時間、利用時間及び利用料金の変更について」説明をお願いします。

川上課長をお願いします。

○川上生涯学習課長 議案第4号「白井市民プールにおける開設期間、利用時間及び利用料金の変更について」承認を求めるもので、本案は、白井市民プール指定管理者業務計画書に基づき別紙のとおり変更について承認を求めるものです。

裏面をごらんください。

開設期間につきまして、7月第2週日曜日から9月第1週日曜日。29年度では、7月9日から9月3日までで、変更により7月1日から9月10日までで、15日間も多く利用期間を延長することになっております。また、利用時間については、午前9時から午後4時30分までで、午前9時から午後5時までで、30分の延長変更するもので、利用料金は、昨年度に引き続き、記載のとおり、10円から40円の減額をした料金体系となっております。以上です。

○石亀委員 ありがとうございます。ただいまの説明について、質問等ありましたらお願いいたします。

高城委員。

○高城委員 変更した理由ですか。15日間の延長と、あとは、30分利用時間が長くなって、あとは、近隣の時間と開設期間の状況はどんな感じでしょうか。

○石亀委員 川上課長。

○川上生涯学習課長 こちらの期間及び時間、料金につきましては、指定管理者制度、指定管理者の業務計画書に基づいて、指定管理者から、期間の延長と、時間とか、料金の設定を計画書として提出させていただいて、それを決定するということになります。そちらのほうで、変更で承認を求めるものになります。

あと、近隣につきましては、手元の資料がありませんので、後ほど確認しまして報告させていただきたいと思います。

○石亀委員 特に、指定管理者のほうからは、延長等について、理由、こういう事情でとか、要望があったためとか、そういったことは特に報告はないということですか、

○川上生涯学習課長 申しわけございません。手元にそういうものはないのですが、例年、こちらの業者、こちらの市民プールやっている業者が、企業努力で、指定管理者として、ここ何年かずっとやっていると確認はしております。

○石亀委員 染谷部長。

○染谷教育部長 まず、開設期間の延長ですけれども、利用時間もそうなので、指定管理者については、収益を確保したいということで、日数、時間を延長して、来客者を多く入れたいということと、利用時間の延長については、夏場の時期ですから、子供たち、あるいは利用される方々が、もう少し時間いたいというような要望を受けて、こういうような形にしております。

特に、開設期間については、気候的に暑くなってきましたので、早めに開設をしたいということ。それから、後ろについても、できるだけ長い期間やっていきたいということで、こういう要望でございます。

この理由は、プールというのは、その年の気候によって大分利用客が変わります。長雨だったり、低温であると利用客が減りますので、そういったことで、できるだけ長い期間やって、利用者をふやしていくというような理由でございます。

利用料金については、これは市民サービスの一貫で、企業努力によって値下げをしているということでございます。以上でございます。

○石亀委員 川嶋委員。

○川嶋委員 白井市民プールは、白井市民にとって、とても楽しい遊戯施設だなというふうに、市民全体が捉えている大変人気のあるプールだと、私も認識しております。ただ、日程を延長するのはいいと思うのですが、私としましては、午後5時まで水に浸かっている状況が、子供にとってどうなのかというところにちょっと疑問がありまして、私としましては、そういった営利というものよりも、子供たちの児童、生徒の安心安全をできるだけ最優先してほしいなという希望があります。以上です。

○石亀委員 染谷部長。

○染谷教育部長 今のご意見については、指定管理者には伝えたいと思います。ただ、利用者側の時間を長くいたいという希望もあるのも確かでございますので、それは利用者の希望の状況と、それから、指定管理者の今後の検討ということでさせていただきたいと思います。

○石亀委員 子供だけでなく、大人も利用しているということだと思いますが、料金も下がるということで、監視の目というか、安全の確保に関することは、しっかりと見ていただければいいなと思うところです。

あと、関係ないのですけれども、飛び込みとか、飛び込んで首の事故とか、そういったことも最近、学校の授業についてよく出ていますけれども、プールについては保護者もいますし、大人もいるということで、自己管理というところもあるのかなと思うのですが、そういった部分についても、もし機会がありましたら、しっかりと安全を守っていただける体制でやっていただけたらいいなという思いです。

染谷部長。

○染谷教育部長 プールについては、毎年、安全対策には十分に配慮してということで、飛び込みは当然禁止をされておりますし、それから、プールサイドで走ることも禁止をされています。そこは、監視員がよく見ていただいているという状況がずっと続いておりますし、事故等も、幸い大きな事故はないということでございます。ただ、老朽化に伴う多少のすり傷だとか、そういったものがありますので、それについても、安全管理で十分見ていきたいということで、指定管理者のほうとは調整をさせていただきたいと思います。

○石亀委員 よろしくをお願いします。

ほかに質問ありませんか。

川嶋委員。

○川嶋委員 せっかく事業者さんに伝えていただけたのでしたら、白井市民プール、屋根がなくて、大変プールサイドが熱いのです。だから走りたくないのですけれども、走らないと、やけどしてしまうくらい本当に熱いのです。しかも、ビーチサンダルの利用が禁止になっているのですね。それは本当に安全面に配慮してのことはわかります。ただ、乳幼児の本当にあの小さなやわらかい足で、あのプールサイドを歩ける温度なのだろうかというところも配慮していただいて、水をまくとか、大人の感覚ではなく、乳幼児の感覚に、乳幼児のプールが大変人気なのです。すごく来場者多いので、子供の目線に立った経営方針というのですか、そちらのほう、本当に安全なとか、小さなけがや事故って、お母さん我慢するのですよ。ですから、改めてお話ししていただけたら、大変保護者としてはありがたいと思います。お願いします。

○石亀委員 染谷部長。

○染谷教育部長 ただいまの件はお伝えしたいと思います。

それとプール、先ほど老朽化ということで伝えましたけれども、今年度予算で、スライダーについては、改修の設計費を当初予算で持っておりまして、できれば今年度後半で、スライダーの改修はする予定で、現在、設計のほうは今、進めております。

また、プール本体についても、大分傷んでおります。先ほどありましたように、屋根がないということと、休憩場所が非常に少ない、それとプールサイドが大変傷んでいて、熱も大分持つということですので、本体のほうの改修もいずれしなければなりませんけれども、そちらについても、できるだけ早い時期に改修できるように、補助なりの財源を確保しながら進めていきたいというふうに市では思っております。

今のご意見については、指定管理者にはお伝えさせていただきます。

○石亀委員 ほかによろしいですか。ありがとうございます。では、よろしくお願いします。

議案第4号について、同意をお諮りしたいと思いますよろしいでしょうか。

では、原案のとおり決定するという事でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員 ありがとうございます。それでは、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

それでは、ここで少し休憩をいただければと思いますが。10分ぐらい。20分開始ということでよろしく願いいたします。

午後3時10分休憩

午後3時20分開議

○石亀委員 それでは、再開いたします。皆さんおそろいですね。

では、報告事項から始めます。

○報告第1号 白井市教育支援委員会委員の委嘱について

○石亀委員 では、報告事項から始めます。

報告第1号「白井市教育支援委員会委員の委嘱について」説明をお願いいたします。

吉田参事お願いします。

○吉田教育部参事 お願いいたします。

それでは、「白井市教育支援委員会委員の委嘱について」ご説明をいたします。

提案理由につきましては、本案は、委員の任期が平成29年3月31日で満了になったために、熊谷忠志氏ほか1名を再任及び鈴木直人氏ほか5名を新たに委嘱したので報告するものでございます。

裏面をご覧ください。

委員については8名でございます。新任の委員の委嘱について報告をいたします。

まず、校長会推薦で、3番白井第二小学校、鈴木校長先生と4番南山中学校、荻込校長先生です。続いて、5番我孫子特別支援学校から教諭の藤本先生。市内の小中学校から個別支援学級担任の7番大山口小学校、田中先生。8番大山口中学校、鈴木先生。9番言語通級指導教室の担任、南山小学校、前田先生でございます。以上でございます。

○石亀委員 ありがとうございます。

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いいたします。

川嶋委員。

○川嶋委員 そもそも教育支援委員会というものが、どういう機能を果たしているのかが、ちょっと私わからないのですけれども、そちらの説明をしていただきたいなというふうに思います。

○石亀委員 吉田参事、お願いします。

○吉田教育部参事 就学指導面に関することで、まず1回目は、11月の10日に会議をもちまして、各学校から次年度の就学指導に対して、例えば個別支援学級に在学させるとか、このまま通級学級でいくとか、そういうものをお諮りする会になっております。よろしいでしょうか。

○川嶋委員 ありがとうございます。

○石亀委員 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

心理士欠員になっていますけれども、心理士について、これは特に適当な方がいらっしゃればいらっしゃるに越したことはないということで、たまたま今回は欠員ということでしょうか。事情を説明してください。

吉田参事。

○吉田教育部参事 心理士については、本年度予算を取っていただいております、今探している最中でございます。11月の10日が第1回目の会議ということですので、そちらに向けて考えていますが、事務局の学校教育課の関口さんが心理士の免許を持っておりますので、それまで特に相談等必要なところは、ご相談等を聞きながら伺っていきたいというふうに考えております。

○石亀委員 ありがとうございます。

ほかに質問がないようでしたら終わりたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員 それでは以上で、報告第1号について終わります。

○報告第2号 白井市学校評議員の委嘱について

○石亀委員 報告第2号「白井市学校評議員の委嘱について」お願いいたします。

吉田参事。

○吉田教育部参事 それでは、「白井市学校評議員の委嘱について」ご説明をいたします。

提案理由につきましては、本案は校長の推薦により学校教育の充実及び特色のある学校づくりの推進のため委嘱するものでございます。

裏面をご覧ください。

平成29年度の学校評議員委嘱者一覧でございます。全員で44名でございます。学校内外の児童・生徒の様子、地域の様子をよく知っている方。教育課題や学校に力を入れたい内容について、意見を聞ける方として推薦が上がっております。なお、学校評議員さんには、積極的に意見をいただいて、学校の改善、そして活性化につなげられるようにと4月の校長会議、教頭会議でも依頼したところです。以上でございます。

○石亀委員 ありがとうございます。

ただいまの報告第2号について、質問等ありましたらお願いいたします。

小林委員。

○小林委員 実際のこの方々の内訳として、保護者とか地域の方というか、そういう大まかな割合というか、そういうものはありますか。

○石亀委員 吉田参事

○吉田教育部参事 申しわけありませんが、そこまで情報は集めておりませんが、できるだけ保護者の方1名ぐらいいは入っていただけるようにということですが、ほとんどが地域の方等になっていると思います。保護者の方は余り入っていないかもしれません。また資料を集めてご報告いたしたいと思います。

○小林委員 じゃ、もう一つ。

○石亀委員 小林委員。

○小林委員 それと、小学校6年間ありますけれども、この方々は、ある程度定期的に交代したほうがいいのでしょうか、それとも、ずっと継続的にやったほうがいいのかそういうのはありますか。

○石亀委員 吉田参事。

○吉田教育部参事 それはまた、それぞれの地域・学校によつての実情もあると思いますが、例えば地域の中で子供たちのこと等を精通している方がいらして、学校の運営に大変ありがたいというような場合は、継続して携わっていただくことも多いかと思います。ただ、いろいろな方の意見を伺うということで、一応任期は1年、再任は2回まで、3年ですね。それ以降については、協議書を出して継続するような形で申請をしていただいております。

○小林委員 わかりました。

○石亀委員 染谷部長。

○染谷教育部長 資料のほうの付番に間違いがありまして、最後は42です。間に1が余計に入ったりしていますので、付番間違いがあります。14校ありますけれども、各学校3名ずつ評議員になっていますので、全体で42名になります。後ほど資料のほうは修正をしたいと思います。

それと、補足になりますけれども、入っている方については、以前PTAの役員をやっていた方とか、あるいは地区の自治会長さん。それから桜台は高齢の方がいますけれども、これは防犯で非常に学校に協力をしていただいているということで、継続してやっていたりしている方々の代表者というような形で、それぞれの学校に関わりの深い、またご理解のある方、あるいはいろいろな意見をいただいている方々それぞれ推薦をいただいているという状況になります。詳細については、後ほど報告をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○小林委員 はい、わかりました。

○石亀委員 多分現役の保護者の方は、いらっしゃらなかったような気がします。卒業されて客観的に学校を見ていただくという意味で、卒業後をお願いしているというのはよくあるかなと。メンバーの方を拝見しても、大体PTAにかかわった方、卒業された方もいらっしゃるなという印象なので、現役の保護者の方はいらっしゃらないかなと。

○井上教育長 現役はいないのですか。

○石亀委員 吉田参事。

○吉田教育部参事 第一小学校では今年度は入っておりませんが、それまでは保護者の方1名入っていただきましてご意見を伺っていたもので、申しわけございません。

○石亀委員 失礼しました。

○吉田教育部参事 失礼いたします。

○石亀委員 その辺は多分、校長先生の裁量で選んでいらっしゃるという大前提だと思いますので、また機会がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員 では、報告第2号について質問がないようでしたらこれで終わります。

○報告第3号 白井市教育センター室運営委員会委員の委嘱について

○石亀委員 では、報告第3号「白井市教育センター室運営委員会委員の委嘱について」をお願いいた

します。

吉田参事。

○吉田教育部参事 それでは、「白井市教育センター室運営委員会委員の委嘱について」ご説明をいたします。

提案理由につきまして、本案は委員の任期が平成30年3月31日で満了となるのですが、本年度の人事異動により退任となった3名分を新たに委嘱したので報告するものでございます。

裏面をごらんください。

白井市教育センター室運営委員会委員の名簿でございます。校長会、教頭会から推薦のあった4番白井第二小学校、鈴木校長先生。5番南山中学校、荻込校長先生。6番桜台小学校、伊藤教頭先生でございます。以上でございます。

○石亀委員 ありがとうございます。

ただいまの説明について、質問等ありましたらお願いいたします。

以前は、地域の方も入っていらっしゃったと思いますが、今の形で主に先生方の研修等にかかわるような話し合いというふうなことも伺っていきまして、実際現場の先生方で構成されているというふうになっていったと思います。運営委員会で協議させる内容については、以前とここ2、3年、内容については、特に大きな変化というのがありますでしょうか。

吉田参事。

○吉田教育部参事 そうですね、最近の問題として、いじめ問題等が取り上げられていることが多いです。それに準じまして、不登校やいじめという話題が上がっておりまして、そこには1番のスクールカウンセラーである石井さんに参加していただきながらご意見等をいただいています。また、英語教育が入ってまいりますので、国際交流協会の方や南山中学校の英語科の先生等にも入っていただきながらご意見をいただいているような形で進めております。

○石亀委員 ありがとうございます。

ほかに質問はありませんでしょうか。

高城委員。

○高城委員 1番の石井いずみさんは、白井中に行かれているのと、あと、ほかどこかの学校に携わりはあるのでしょうか。あと、何年目。

○吉田教育部参事 申しわけございませんが、ちょっと把握しておりませんので、後ほど。

○井上教育長 去年、僕白井中にいたので、去年までは大栄中、もう1個中学校。これちょっと遠いのですが、大栄中と白井中を担当されてましたね。ことし新たには、もしかしたら変わっているかもしれませんが、多分その引き続きだと思います。

○石亀委員 各所で活躍されている方だということですね。

○井上教育長 そうですね。ご自宅は我孫子と言っていましたね。

○石亀委員 わかりました。今年度はこの皆様にお世話になるということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員 それでは、報告第3号については以上で終わりです。

○石亀委員 では次に、報告第4号「白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」説明をお願いいたします。

吉田参事。

○吉田教育部参事 それでは、「白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」ご説明をいたします。

提案理由につきましては、本案は、教育機関の職員の人事異動に伴い、新たに委員を1名委嘱したので報告するものでございます。

裏面をご覧ください。

委員の選出につきましては、校長会からの推薦により選任しております。教育機関の職員の人事異動に伴い、新たに白井第三小学校長の小野校長先生に委員を委嘱したものです。以上でございます。

○石亀委員 ありがとうございます。

ただいまの報告について、質問等がありましたらお願いいたします。

川嶋委員。

○川嶋委員 些細なことなのですが、学校のPTA関係のほうでいうと、これは去年度の会長さんでことしの会長さんではないですね。それでは、元とかというふうに入れたほうがいいのではと思うのですが。

○石亀委員 吉田参事。

○吉田教育部参事 会長さんにつきましては、今年度また別の方にかわる場合もありますし、継続する場合もあると思いますが、任期としまして29年、ことしの7月の31日までは、会長さんをほかの方にお譲りしても、引き続きその期間はやっていただくような形で進めてまいりたいと考えております。

○石亀委員 元PTAなので、石亀です。済みません。

多分P連の総会がまだ5月中だと思いますので、まだ次の会長さんの承認ということもあると思いますし、PTAの充て職という言い方をするとあれですけれども、代表で選ばれるので、また新たな方がかわれば、そこで上がってくるということがあるから、もし同じ方が会長さんで継続されればその方かもしれないし、ここはきょうの時点ではというふうな受けとめ方でよろしいですか。

染谷部長。

○染谷教育部長 委員の委嘱の仕方でございますけれども、基本的には任期2年となっております。今まで4号委員ですね、PTAの方については、PTAの役員任期をもって変更していたのですね。ですから、P連の総会をもって変更になるのですけれども、本来の委員につきましては、当初の委嘱をした時点で、2年間お願いするのが通常でございますので、今後については2年間、任期満了までの期間お願いするような形で、今後はPTAと調整をさせていただけると思っております。ここに所属等と書いてあるのは、委嘱をした当時の役職をもってやっておりますけれども、今後は、ここはPTA代表という形に変えていきたいと考えております。以上でございます。

○石亀委員 ありがとうございます。

川嶋さんよろしいですか。

○川嶋委員 はい。

○石亀委員 井上教育長。

○井上教育長 今、川嶋委員が言われていたのは、私もこの五木田さん、阪野さん、加藤さんが、今会長なのかどうかはわかりませんが、仮にかわっていたとしたら、もう各学校ではかわっているんで、総会はP連の会長とかが選ばれるので、各学校のPTA総会は多分終わっていると思うので、そこでもし変わってれば、元というふうにつけたほうがいいのではないですかというお話だったと思う。同じであればこのままでいいと思います。ということだと思います。ですね。

○川嶋委員 はい、そうです。変わっている方を知っているので、何か違和感を感じたのです。済みません。

○井上教育長 例えばどなたですか。

○川嶋委員 五木田さんです。

○井上教育長 五木田さんは、もう変わっちゃっているんですね。

○川嶋委員 代わっているのです。だから例えば、第三小学校のPTA会長とだけ出ていけば、別に何ら問題はないと思うのですが、名前を出したときに、この五木田さんという方が該当しているこの方に何か知識なり何なりがあるので、五木田さんをお願いしたいということで、例えば2年お願いしているということであれば、それは今会長の山田さんではなくて、五木田さんがやるべきだと思いますし、だからどういうふうに決められているのか、私よくわからないのですが、例えば持ち回りなのか何だかわからないのですが、五木田さんという人物にやっていただきたいのであれば、元会長と入れるべきだと思いますし、どなたでもできる委員だということであれば、今の会長さんがされたらいいと思いますし。役職に充てているのか人物に充てているのか、よくわからなかったので質問させていただきました。

○石亀委員 染谷部長。

○染谷教育部長 先ほど言いましたように、本来、委員の任期を全部やっていただくというのが通常でございます。PTAについては、P連の総会で割り振りをしているようでございますので、P連の総会を待たないと、この委員は変更をしないのですけれども、今後についてはそうではなくて、P連の総会で、今後2年間なのか任期までなのか、任期までの間をPTAとして推薦してくださいということでやりますので、今後はPTAの代表推薦という形の方にしたいと思います。会長ではなくて。ただ、その当時の役職はPTA会長であったので、今回ここに掲載していますけれども、今回の所属については、PTA推薦というふうに直していきたいというふうに考えております。

たまたま今年度7月末で任期を迎えますので、今回のPTAの総会には、P連の会長さんには、そういう旨お伝えをして、今後は2年間の委員としてお願いしていきますということで、充て職ではなくて、その方に2年間、その人に2年間お願いをしていくという形に改めたいと思っています。

○石亀委員 別にそんなにこだわりはないのですけれども、教育長もP連の事務局を経験されているのでよくわかりだと思いますけれども、その年度の会長さんの中から給食調理場にかかわる方、誰がやりますかというふうに、最初の会長会で決められるべきだと思うのです。多分、生涯学習課の担当の方がP連の会長会に出向かれて、充て職について説明されて、これだけではなくて、いろんな役職が役割を決めていく中で伴っていて、余り今までそんなに気にしていなかったと思うのですが、会長さんが変わったら、例えば三小の会長さんが必ずやるということではなくて、その年度の会長さんの中で誰がやりますかというようなことでかえていたのです。たまたま、きょうのこの日はこの方の名前が出ていますけれども、自然とP連の総会終わって最初の会長会が行われた時点で、この

名前は変わるものだというふうな今までの感じでは来ているのだと思いますが。

○染谷教育部長　そこを今回変えていきたいということで、相談をさせていただくということです。

○石亀委員　わかりました。今後変えていきたい。

○染谷教育部長　1年ごとにかわってしまいますと、やっぱりこの運営そのものの流れがわからないし、新たな意見ってなかなか出づらくなってくるので、年2回から4回の会議でございしますが、今回そういうふうに変えていきたいというのは、新しい給食センターができてきますので、そこではいろいろな意見をPTAの代表者として2年間携わっていただきたいということでお願いをしていく予定でございします。

○石亀委員　わかりました。今後はP連との話し合いで、そういう形に変えていきたいということで、解消されるのであろうということです。私がまとめるようなことでもないのですけれども、済みません。ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員　それでは、報告第4号について以上で終わります。

○報告第5号　白井市特別支援教育巡回指導員の委嘱について

○石亀委員　それでは、報告第5号「白井市特別支援教育巡回指導員の委嘱について」説明をお願いいたします。

吉田参事。

○吉田教育部参事　それでは、「白井市特別支援教育巡回指導員の委嘱について」ご説明をいたします。

提案理由につきましては、本案は、特別支援教育巡回指導員の任期が平成29年3月31日で満了になったため、林史恵氏ほか1名を再任及び河邊るり子氏を新たに委嘱したので報告するものでございます。

裏面をごらんください。

特別支援教育巡回指導員名簿でございします。

新任の河邊るり子氏は、再任用を4年間勤め、この3月末に七次台小学校をご退職されました。市内の特別支援学級の担任として、中心となって活躍された方で、今後各学校の大きな力となってくださる方だと思います。以上でございします。

○石亀委員　ありがとうございました。

質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員　それでは、質問がないようですので、報告第5号については以上で終わります。

○報告第6号　白井市学校体育施設開放運営委員会委員の委嘱について

○石亀委員　では続いて、報告第6号「白井市学校体育施設開放運営委員会委員の委嘱について」お願いします。

川上課長。

○川上生涯学習課長 報告第6号「白井市学校体育施設開放運営委員会委員の委嘱について」ですが、本案は、委員の任期が平成29年3月31日をもって満了となったことから、堀 行伸氏ほか12名を再任、尾見英明氏ほか4名を新たに委嘱したので報告します。

また、裏面をご覧ください。

任期は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間です。各小中学校14名、スポーツ推進委員2名、公共的団体等の代表者として2名。合計18名で構成されております。以上です。

○石亀委員 ありがとうございました。

質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員 それでは、質問がないようですので、報告第6号については以上で終わります。

○報告第7号 白井市学校教育「なしビジョン」の策定について

○石亀委員 続いて、報告第7号です。「白井市学校教育「なしビジョン」の策定について」説明をお願いいたします。

吉田参事、お願いします。

○吉田教育部参事 それでは、「白井市学校教育「なしビジョン」の策定について」ご説明をいたします。

提案理由につきましては、本案は、白井市小中学校の共通の目標と取り組みを示すために策定をしたビジョンを別紙のとおり提案するものでございます。

裏面をごらんください。

そちらのほうには白黒で載っておりますが、この原本のカラー版のほうをごらんいただきたいと思います。

こちらについては、教育長さんのほうから4月の校長会でご報告がありました。県の教育委員会より毎年、千葉県ของ 学校教育の指針、こちらのほうなのですが、小学校と中学校ということで、リーフレットが先生方1人ずつに配付されます。

今回策定された、この白井市の学校教育の「なしビジョン」については、この県の指針を受けまして、よりわかりやすく、白井市小中学校の共通の目標と取り組みが掲げてあります。みんなで育てる“しろいのなし”というふうにあると思います。このなしにかけて、教育長さんのほうで、「な」は七つ。七つの取り組み。なしの「し」は、四で、四つの育成ということです。

子供たちの生きる力を育むためには、知・徳・体のバランスが必要です。赤の大字で書かれている梨があると思いますが、生きる力、確かな学力、豊かな心、そして健やかな体。この四つをバランスよく育てていくと。そのための具体的な取り組みが七つ。見出しが青字のものです。七つ具体的に書かれております。そして、右の上に太陽が出ていますが、これは学校を地域の応援で支える。そして、この七つの取り組み、四つの育成が育つことによって、保護者からの信頼を得て、また保護者の皆様の力を加えて学校が支えていただけるということです。

そして、最後になりますが、通ってよかった。通わせてよかった。勤めてよかった。白井の学校を

目指すものです。この「なしビジョン」については、各学校で一人一人の先生方が、毎週次の週の計画を、週案と呼んでおりますが、そちらのほうに、こちらの県の指針とともにとじ込んで、目指すものをより明確にして、今年度スタートしたものです。以上でございます。

○石亀委員 ありがとうございます。

それでは、これについては、どう扱ったらいいいですかね。質問ありましたら。

○小林委員 教育長さんにお伺いしたいのですけれども、「脱：多忙化」というところがありますよね。多忙化と教員が学校で確かな学力をつけたりするために一生懸命やることとの調和ということで、何か考えていることはありますか。

○石亀委員 教育長。

○井上教育長 一生懸命やればやるほど仕事が多くなって、多忙化につながるという流れはあるのですけれども、そうすると大きな成果を上げるためには、無限大に働かなくてはいけないというわかりやすい理屈があって、つい先日もヤフーニュースで、中学校の教員6割が過労死段階というようなニュースも。これはもうずっと言われてきているところなのですけれども、これは多忙から脱していかなければいけないと。まず、その前提に立って、その中で効率よくというのは、余り教育委員の中ではよくはないのですけれども、区切られた時間の中で成果を出していくというふうに、学校の職員の勤務状況を変えていきたいという思いがあって、確かに目指す目標はあるのですけれども、でもやっぱり自分たちの先生方の例えば家庭であるとか、家族であるとか、自分の趣味であるとか、そういうことも教員にとっては大事なことであるので、それを両方成立させるように進めていきたいというふうに考えております。まだスローガンを上げた段階なのであれですけれども、具体的な取り組みについては、これに近づけるように、今後いろいろな手は打っていきたいというふうに考えています。

○小林委員 わかりました。

○石亀委員 ほかに質問。

川嶋委員。

○川嶋委員 私これを見たときに、すごく素晴らしいなと思って。さらに梨をかけて七つと四つというのを聞いて、皆さんにこれを知っていただきたいというか、この教育長のというか白井市教育委員会の取り組みというものを末端まで、保護者にまで目にさせていただきたいというふうに思いました。こちらはもちろん教員に向けたものなのでしょうけれども、こういった教育委員の取り組みを保護者も知るべきだと私は思います。これは教員向けの資料ですので、保護者の信頼となっていますけれども、私からすると、多忙化させているのは保護者にも一端があると思っています。ですから、やっぱり保護者も協力するべきだと私は思っているんで、この取り組みをもっといい形で保護者向けのものもつくっていただけたら、親子で見て、それがきくと通わせてよかったとか信頼につながるのだと思うので、信頼を得るための一環として、ぜひ保護者の目にも行き渡るようなものをつくっていただけたらなというふうに思いました。以上です。

○石亀委員 ほかにありますか。

今、川嶋委員が言っていましたけれども、保護者向けにも何かありました。白井の教育というのは、あれは何かの形で配られて。発信されている資料って何かありましたでしょうか。

染谷部長。

○染谷教育部長 毎年度、白井市の教育ということで策定をしております。今年度は、この部分も含

めて策定をする予定でございます。例年7月から8月に策定をしております、議会への報告と各学校への配布をしております。それから、窓口での希望者への配布ということで予定しております。今回こういうことがありますので、できるだけ学校でも白井の教育というのを活用していただいて、その中の一つとして、これを保護者向けに何か活用していただければいいなというふうには思っています。

○石亀委員 これそのものが、保護者の目にそのまま触れるかどうかというのは別だとは思いますが、けれども、「根絶：不祥事」というこの部分に関しては、私たちには目に見なれているので、全く何ともないのですけれども、割と「根絶：不祥事」というこの文字って、視覚的には非常にインパクトがありすぎるような気はします。これ本当によくできていると思いますが、もしこれ保護者の目に、子供たちの目とか触れるのであれば、「根絶：不祥事」というこの部分に関しては、もうちょっと柔らかい言い方とか。見せるかどうかは、ここで決めるものではないのであれですけれども。

教育長。

○井上教育長 教育委員さんに一応、これはもう学校に配布してあるので、事後承諾にはなっているのですけれども。市の教育委員会のホームページの中では、ここでご紹介させていただいたので、それよりも先というふうに、教育委員よりも先にホームページに掲示というのは考えていなかったもので、ここで見えていただいて、この後ホームページには掲載。その上には、白井の教育も載っていますから、載せていきたいなというふうに思っています。

あくまでもこれは教員向けなので、教員の努力事項なので、そこを意識して書いているものです。ただし、この赤字のほうは、もちろん子供たちに直接育ってほしいと思っている部分。これは全ての学校の学校目標がこれにはなっていますので。文言は少しずつ違ってはいますが、青い字のほう特に教員に意識してほしいなという部分になっています。以上です。

○石亀委員 ありがとうございます。

ほかに質問はありませんでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員 それでは、報告第7号については終わります。

○報告第8号 平成28年度事故繰越し繰越計算書について

○石亀委員 次、報告第8号です。「平成28年度事故繰越し繰越計算書について」説明をお願いいたします。

岡本課長。

○岡本教育総務課長 では、報告第8号「平成28年度事故繰越し繰越計算書について」ご説明をさせていただきます。

本案については、平成28年度事故繰越し繰越計算書について報告するものでございます。

裏面をご覧ください。

平成28年度白井市一般会計事故繰越し繰越計算書になります。平成28年度事業のうち、事業名、小学校施設整備に要する経費（池の上小学校外構西側階段スロープ新設及び階段手すり設置工事）で、契約金額618万654円のうち、翌年度繰越額455万654円について、天候不順等に伴う作業

延期により不測の日数を要し、年度内に工事が完了しないため、平成29年度に繰越したもので報告するものでございます。財源の内訳については、全額一般財源となっております。

なお、この事業につきましては、平成29年4月28日までの契約期間であり、工事については、現在全て終了している状況でございます。以上でございます。

○石亀委員 ありがとうございます。

ただいまの説明について、質問等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員 ただいまの説明で理解できたかと思えます。

それでは、以上で報告第8号については終わります。

○報告第9号 平成29年度地域人材活用事業学校別計画事業及び予算配当について

○石亀委員 それでは、続いて報告第9号です。「平成29年度地域人材活用事業学校別計画事業及び予算配当について」説明をお願いいたします。

吉田参事。

○吉田教育部参事

それでは、「平成29年度地域人材活用事業学校別計画事業及び予算配当について」ご説明いたします。

各学校より事業計画書が提出され、これに基づき予算を配当したので報告いたします。

裏面をご覧ください。

小学校9校分及び中学校5校分の本年度の地域人材活用事業学校別計画事業及び報償費、消耗品、その合計の予算配当の表でございます。各学校の要望に応じて、各校の報償費、消耗品のバランスには差異がございますが、合わせて9万円前後を1校当たりの配当額として予算を計上しております。以上でございます。

○石亀委員 ありがとうございます。

では、質問がありましたらお願いいたします。

ちょっと基本的なことで済みません。これって昔はよく、特色ある学校というような名前で行っていたかと思うのですけれども。

○吉田教育部参事 そうです。

○石亀委員 人材活用というと、またニュアンスが違っているかと思うのですが。済みません、これって事業名が変わったのですか。

吉田参事。

○吉田教育部参事 昨年从这个事业名に変わって、一昨年までは、特色のある学校づくりという名称でした。そして、昨年度からは、地域人材を活用する事业と、その中でプラス部活动の指导员等のもの、それから、学校评议员の予算、全て合わせて地域人材活用事业というような形になっております。

○石亀委員 ありがとうございます。

そうしましたら、そういったものが含まれるような形でわかるように書いていただいたほうが、混

乱しなくていいかなと思います。学校評議員もまだ事業名としてあったと思うので、報告では別物として報告されていますけれども、この地域人材活用という中に全て含まれるのであれば、形の問題だけなので、特にこれ問題があるわけではありませんが、また人がかわるとわからなくなってしまうので、そういったことも、どこかにそういったものも含むということを入れていただけたら助かります。でも、それはお任せします。

染谷部長。

○染谷教育部長 事業名については、地域人材活用事業ということで、前にあった事業を二つ合体させてこういう名称にしたのですけれども、内容的には別々なのですよね。なぜ、市の実施計画にこういう名称にしたのか、経緯がわからないのですけれども、市の取り組みとして、事業数を減らしていくというのが一つあって、関連するものを一緒に事業でまとめてしまったというのがあります。

ここに出されているこの事業については、当初からあった特色ある学校づくりというのが基本ベースにありますので、ここは地域人材活用事業としてありますけれども、その後ろに括弧で特色ある学校づくりということで、限定した形で出させていただきたいというふうに思います。

学校評議員だとか部活動支援というのは、また別の考え方に立っていますので、ここは各学校から上がった事業について、市として今回事業を認めて、予算を配分したということでございますので、人材活用事業の中の特色ある学校づくりの一つとして、特定をした形でやらせていただければというふうに思います。そのほうがわかりやすいかと思います。

○石亀委員 ということは、事業が一緒になって、一つのこのタイトルになっているということなのですけれども、予算的には全部合わせたものを融通させてもいいというようなことではないのですね。これはこれで使う枠。大枠では一緒に予算を組んである。だけれども、この一つ一つのやっていることについての予算は、流用とかそういうことはないのですね。させてもいいのであれば、学校には都合がいいと思うのですけれども。逆に済みません。

染谷部長。

○染谷教育部長 それぞれ個別に積算をして、合体をさせて総事業費として見えていますので、その中で、基本的には流用とかそういったものはないので、個別でいったほうがよろしいかというふうに思います。

○石亀委員 ありがとうございます。

ほかに質問ありましたら。

高城委員。

○高城委員 この各学校の内容には書いてないのですけれども、地域人材活用ということでちょっと声を聞きましたので。お琴の赤木先生で、以前は結構活発に、小か中かどちらか9年間のうちに一度はお琴に触ってもらいたいなと思います。最近、ある学校とない学校があるようですので、お琴は、逆に赤木先生は、他市町村の要望が結構多くて、白井より忙しいよとか言っていましたので、ぜひ9年間で1回はお琴に。せっかく地域にこれだけパワフルなお琴の先生がいらっしゃるの、触れる日を1日設けていただけたらいいなと思います。

○石亀委員 吉田参事。

○吉田教育部参事 確かに赤木先生はパワフルで、小学生だけではなく、中学校といろいろな場面でご指導いただいております。できるだけそのご意見を学校のほうにもお伝えしていきたいというふう

に考えております。

○石亀委員 よろしいですか。

それでは、ほかに質問よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員 ありがとうございます。

それでは、報告第9号につきまして以上で終わります。

○報告第10号 白井運動公園における自主事業の終了について

○石亀委員 では次に、報告第10号「白井運動公園における自主事業の終了について」説明をお願いいたします。

川上課長、お願いいたします。

○川上生涯学習課長 報告第10号「白井運動公園における自主事業の終了について」は、別紙のとおり報告するもので、裏面をごらんください。

白井運動公園の自主事業として実施されておりました「サッカースクール」については、平成29年4月30日で事業終了。自主事業開催のため、午後8時まで利用時間を延長していましたが、事業終了に伴い、利用時間の延長については4月末をもって終了とするものでございます。以上です。

○石亀委員 ありがとうございます。

ただいまの説明について、質問がありましたらお願いいたします。

小林委員。

○小林委員 一応、この事業が終わったところでの成果を見せていただければと思います。

○石亀委員 川上課長。

○川上生涯学習課長 成果については、ちょっと手元にございませんで、後ほど確認させていただいて、報告させていただきたいと思っています。

○石亀委員 また、情報が集まりましたらお願いいたします。

ほかに。

高城委員。

○高城委員 小林委員の継続なのですけれども、せっかくサッカースクールに入って学んでいた子供たちがここで終了となると、6年生は区切りでいいと思いますけれども、まだその後、小学生継続の子供たちはどうしているのかな。その先生と一緒に、ほかの場所に一緒について行ったのであろうかとか。一つの事業が終了してしまうとちょっと寂しい気がしますので。寂しいですね。

○川上生涯学習課長 その辺につきましても、確認させていただきたいというふうに思います。

○石亀委員 諸事情なのかもしれないですね。

ほかによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員 それでは、報告第10号については以上で終わります。

【非公開案件】 ○議案第5号 準要保護児童・生徒の認定に係る審査について

【非公開案件】 ○報告第11号「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」

○石亀委員 本日の議決事項及び報告事項に係る議事については、以上で終了いたしました。これ以降の進行については、教育長にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

○井上教育長 石亀委員には、議事進行を行っていただき、ありがとうございました。
最後、私のほうが進行させていただきます。

○その他

○井上教育長 8、その他。何かありましたら、お願いいたします。

小林委員。

○小林委員 学童のことで質問したいと思います。

○石亀委員 その他の相談。

○小林委員 終わってからですか。

○石亀委員 閉めてから。

○小林委員 また後にします。

○井上教育長 山本課長。

○山本文化課長 会議の前にお配りさせてもらったのですが、郷土資料館関係、文化課関係で、28年度作成しました刊行物。先ほど部長もお話しましたが、印刷がちょっとおくれたりした分、申しわけなかったのですが、配付させていただきますので、お納め願いたいと思います。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の会議は終了します。

次回は6月7日水曜日、午後2時からとなっております。

なお、次回開催からは新庁舎になりますので、今度本庁舎という名前ですが、新しい本庁舎3階の第5会議室となっておりますので、ご注意願えればと思います。案内が行くと思います。

次回の議事の進行についても石亀委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

午後5時06分 閉 会